

学校給食関係団体への物資助成事業実施要領

1 趣 旨

公益財団法人鳥取県学校給食会（以下「県学給」という。）は、学校給食普及充実活動の一環として、各学校給食関係団体（学校給食センター・共同調理場・単独校等）が行う学校給食推進活動及び食育活動の事業に対し、この要領の定めるところにより経費の一部として学校給食用物資を助成するものとする。

2 対象事業

各学校給食関係団体が実施する助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食展
- (2) 学校給食関係者が集う講習会、研修会等
- (3) 学校給食週間実施行事
- (4) その他学校給食に関する事業

3 助成内容

県学給が各学校給食関係団体の事業に対して行う助成は、県学給が取り扱う学校給食用物資とし、上限額は各団体5千円とする。

4 申請手続

助成を受けようとする各学校給食関係団体は、物資助成事業申請書（様式1）を県学給に提出するものとする。

5 助成決定

各学校給食関係団体から提出された申請書に基づき、事業の内容等の基本的な要件について確認し、助成が決定した場合は事業開始日までに学校給食用物資を指定場所へ納品する。

6 実績報告等

各学校給食関係団体は、事業完了日から3ヶ月以内に報告書（様式2）と事業を開催したことがわかる書類を添えて県学給に提出するものとする。

7 留意点

助成物資については、在庫状況によるため事前に相談のうえ決定した物資とする。